

【配偶者等からの暴力対策基本計画（DV対策基本計画） 平成29年度実績報告 所管課一覧】

資料5

全91事業のうちA評価：4（21） B評価：80（64） C評価：7（6）

番号	基本目標	施策の方向	基本施策	内容	平成26年度～平成29年度取組目標	所管課	平成26年度～平成28年度の評価	平成29年度の評価
1	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	婦人相談員等による相談	関係課等と必要に応じて連携し、支援を行う	DV相談室	B	B
2	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	相談窓口や支援機関のコーディネート	相談者が庁内を移動することなく、安心して相談・手続きができるよう関係課の職員が出向き、手続きができるワンストップサービスを実施する	DV相談室	A	B
3(1)	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	被害者の状況に応じた専門相談体制の充実	カウンセリング等	男女共同参画センターで女性のための法律相談を実施する お困りです課では引き続き法律相談等を実施すると共に、庁内をはじめとする各種相談事業について広く周知に努める	男女共同参画推進課	A	B
3(2)	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	被害者の状況に応じた専門相談体制の充実	カウンセリング等	男女共同参画センターで女性のための法律相談を実施する お困りです課では引き続き法律相談等を実施すると共に、庁内をはじめとする各種相談事業について広く周知に努める	お困りです課	B	B
4	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	被害者の状況に応じた専門相談体制の充実	保健、福祉、医療等の関係機関との連携	さらに連携を深めるため医療等の関係機関に構成員としてネットワーク会議に参加を依頼すると共に、定期的に会議を開催して意識の醸成を図り、相談体制の充実を図る	DV相談室	A	B
5	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	被害者の状況に応じた専門相談体制の充実	県の専門相談窓口等との連携	引き続きセンター連絡会議に参加するなどして県の相談窓口等と連携を図り、相談の充実を図る	DV相談室	A	B
6(1)	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	高齢者、障がいのある人、外国人等に対する相談の充実	権利擁護支援センター等との連携	引き続き必要に応じて連携を図り、相談の充実を図る	DV相談室	B	B
6(2)	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	高齢者、障がいのある人、外国人等に対する相談の充実	権利擁護支援センター等との連携	引き続き必要に応じて連携を図り、相談の充実を図る	地域福祉課	A	B
6(3)	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	高齢者、障がいのある人、外国人等に対する相談の充実	権利擁護支援センター等との連携	引き続き必要に応じて連携を図り、相談の充実を図る	障害福祉課	A	B
6(4)	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	高齢者、障がいのある人、外国人等に対する相談の充実	権利擁護支援センター等との連携	引き続き必要に応じて連携を図り、相談の充実を図る	高齢介護課	B	A
7	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	高齢者、障がいのある人、外国人等に対する相談の充実	県や民間支援団体等との連携	相談があった場合に備えて、対応の仕方や情報提供先をきっちりと把握しておく	DV相談室	B	B
8	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	相談窓口・方法の市民への周知	相談窓口の周知	ホームページにてDV相談室の周知を図るなどして、相談窓口の周知拡大に努める	男女共同参画推進課	B	B
9	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	相談窓口・方法の市民への周知	DV相談カードの配架先の拡大	庁内の窓口担当者にDV相談カードを預け、必要に応じて直接手渡しし、相談するよう伝えてもらう。配架先を拡大することにより、さらなる相談窓口の周知に努める	DV相談室	A	B
10(1)	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	苦情等への対応	公聴部門の相談窓口や苦情等申出処理制度の活用	必要な情報が提供できるよう努める	男女共同参画推進課	B	B
10(2)	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	苦情等への対応	公聴部門の相談窓口や苦情等申出処理制度の活用	必要な情報が提供できるよう努める	お困りです課	B	B
11(1)	相談機能の充実	相談機関・支援職員の資質向上	早期発見のための関係者・支援者の相談対応力の向上	職員研修の実施(年1年以上)	新任職員やDV被害者支援ネットワーク会議の委員、窓口職場の職員を中心に、DV基礎研修や早期発見・支援につながるような研修を実施する	男女共同参画推進課	B	B
11(2)	相談機能の充実	相談機関・支援職員の資質向上	早期発見のための関係者・支援者の相談対応力の向上	職員研修の実施(年1年以上)	新任職員やDV被害者支援ネットワーク会議の委員、窓口職場の職員を中心に、DV基礎研修や早期発見・支援につながるような研修を実施する	人事課	B	B
12	相談機能の充実	相談機関・支援職員の資質向上	早期発見のための関係者・支援者の相談対応力の向上	共通チェックリスト等の作成	DV被害者を発見し、関係課につなぐことができるようなチェックリストを関係課と協議しながら作成する	DV相談室	C	C
13	相談機能の充実	相談機関・支援職員の資質向上	相談窓口での二次的被害の防止に向けた研修	相談機関・支援職員のためのマニュアルづくり	内閣府男女共同参画局発行の「配偶者からの暴力の被害者対応の手引」を参考にすると共に、関係課と協議しながらマニュアルを作成し、二次的被害の防止に向けた研修を行う	男女共同参画推進課	A	C
14	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	緊急時における被害者及び同伴家族の安全確保	被害者や子ども等同伴家族の安全確保	継続して被害者等の安全確保のために努める	DV相談室	B	B
15	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	警察、県等との連携強化による速やかな一時保護	警察、県等との連携強化（対応マニュアルの整備）	県が作成したマニュアルを活用しつつ、本人の希望に沿った形での支援が行えるよう関係機関と連携して一時保護を実施する	DV相談室	B	B

番号	基本目標	施策の方向	基本施策	内容	平成26年度～平成29年度取組目標	所管課	平成26年度～平成28年度の評価	平成29年度の評価
16	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	保健・福祉関係者、医療機関、学校等関係機関間の連携	保健・福祉関係者、医療機関、学校関係者など連絡・調整体制の整備	医師会にDV被害者支援ネットワーク会議に参加してもらい通報体制づくりに努める	DV相談室	A	B
17	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	保健・福祉関係者、医療機関、学校等関係機関間の連携	医療機関等からの通報体制づくり	医師会にDV被害者支援ネットワーク会議に参加してもらい通報体制づくりに努める	DV相談室	A	C
18	被害者の安全確保	保護命令等に関する支援	保護命令制度利用に関する情報提供や助言	相談者の立場に立った保護命令制度に関する情報提供や手続についての助言	相談者の立場に立ち、保護命令制度の利用についての情報提供や助言・必要な支援を行う	DV相談室	B	B
19	被害者の安全確保	保護命令等に関する支援	保護命令申立て時の支援	関係機関との連携による保護命令申立ての助言、同行支援等	裁判所主催の保護命令手続に関する研究会に参加し、支援についての情報収集等に努める	DV相談室	B	B
20(1)	被害者の安全確保	被害者の情報保護	住民基本台帳閲覧等の制限	住民基本台帳閲覧等制限（DV被害者、ストーカー被害者）	適正な住民基本台帳閲覧等の制限が実施できるよう、相談者からの話しを詳細に聞き取り、情報の取り扱いに配慮しながら実施する	DV相談室	B	B
20(2)	被害者の安全確保	被害者の情報保護	住民基本台帳閲覧等の制限	住民基本台帳閲覧等制限（DV被害者、ストーカー被害者）	適正な住民基本台帳閲覧等の制限が実施できるよう、相談者からの話しを詳細に聞き取り、情報の取り扱いに配慮しながら実施する	市民課	B	B
21	被害者の安全確保	被害者の情報保護	庁内関係部局における情報管理の徹底	被害者の情報管理の徹底	DV被害者支援ネットワーク会議を中心に被害者の情報管理の徹底について、定期的に庁内での意識の共有を図る	DV相談室	B	B
22	被害者の安全確保	被害者の情報保護	関係機関等との連携における情報管理の徹底	広域的な連携を行う際の情報共有と情報管理の徹底	引き続きセンター連絡会議に参加し、情報共有のほか情報管理の徹底についても意識の共有を図る	DV相談室	B	B
23	被害者の自立支援	自立支援に向けた関係機関との連絡・調整	支援センターにおける関係機関との連絡・調整	関係機関との連携・調整（警察、保健・福祉関係機関、医療機関）	ネットワーク会議を活用して連携の強化を図り、医療機関との連携も進める	DV相談室	A	B
24(1)	被害者の自立支援	自立支援に向けた関係機関との連絡・調整	経済的支援等に関する情報提供	児童手当、児童扶養手当、母子（寡婦）・父子福祉金、生活支援資金等の貸付などの情報提供	引き続き、相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う	DV相談室	B	B
24(2)	被害者の自立支援	自立支援に向けた関係機関との連絡・調整	経済的支援等に関する情報提供	児童手当、児童扶養手当、母子（寡婦）・父子福祉金、生活支援資金等の貸付などの情報提供	引き続き、相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う	生活支援課	B	B
24(3)	被害者の自立支援	自立支援に向けた関係機関との連絡・調整	経済的支援等に関する情報提供	児童手当、児童扶養手当、母子（寡婦）・父子福祉金、生活支援資金等の貸付などの情報提供	引き続き、相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う	子育て推進課	B	B
25(1)	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	福祉制度を利用した支援	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援	想定できる限りの福祉制度について漏れがないよう情報提供を行う	DV相談室	B	B
25(2)	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	福祉制度を利用した支援	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援	想定できる限りの福祉制度について漏れがないよう情報提供を行う	生活支援課	B	B
25(3)	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	福祉制度を利用した支援	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援	想定できる限りの福祉制度について漏れがないよう情報提供を行う	高齢介護課	B	B
25(4)	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	福祉制度を利用した支援	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援	想定できる限りの福祉制度について漏れがないよう情報提供を行う	子育て推進課	B	B
26(1)	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	保険、医療、年金等に関する情報提供、支援	国民健康保険や医療助成、国民年金制度などの情報提供と手続き支援	被害者に必要な保険・医療・年金等に関する情報提供をもれなく正確に行う	DV相談室	B	B
26(2)	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	保険、医療、年金等に関する情報提供、支援	国民健康保険や医療助成、国民年金制度などの情報提供と手続き支援	被害者に必要な保険・医療・年金等に関する情報提供をもれなく正確に行う	市民課	B	B
26(3)	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	保険、医療、年金等に関する情報提供、支援	国民健康保険や医療助成、国民年金制度などの情報提供と手続き支援	被害者に必要な保険・医療・年金等に関する情報提供をもれなく正確に行う	保険課	B	B
26(4)	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	保険、医療、年金等に関する情報提供、支援	国民健康保険や医療助成、国民年金制度などの情報提供と手続き支援	被害者に必要な保険・医療・年金等に関する情報提供をもれなく正確に行う	社会福祉課	B	B
27	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	司法手続きに関する情報提供、支援	各種の法律相談窓口の情報提供や利用に関する助言	男女共同参画センターで女性のための法律相談を実施する	DV相談室	B	B
28	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	司法手続きに関する情報提供、支援	日本司法支援センター（法テラス）の活用についての情報提供や助言	法テラス主催の研修会に参加する等して法テラスについての理解を深め、情報提供できるよう努める	DV相談室	B	B
29	被害者の自立支援	住宅確保に向けた支援	市営住宅、公営住宅等の情報提供	市営住宅、県営住宅、公営住宅等の情報提供、優先入居制度の情報	必要に応じて市営住宅等に関する情報提供を行う	DV相談室	B	B
30	被害者の自立支援	住宅確保に向けた支援	市営住宅、公営住宅等の情報提供	ステップハウスに関する情報提供	ステップハウスについて情報提供できるような情報収集に努める	DV相談室	B	B
31(1)	被害者の自立支援	住宅確保に向けた支援	母子生活支援施設等の入所	母子生活支援施設等の入所支援	母子生活支援施設等に関する情報収集に努め、必要に応じて情報提供・入所支援を行う	DV相談室	B	B

番号	基本目標	施策の方向	基本施策	内容	平成26年度～平成29年度取組目標	所管課	平成26年度～平成28年度の評価	平成29年度の評価
31(2)	被害者の自立支援	住宅確保に向けた支援	母子生活支援施設等の入所	母子生活支援施設等の入所支援	母子生活支援施設等に関する情報収集に努め、必要に応じて情報提供・入所支援を行う	子育て推進課	B	B
32	被害者の自立支援	住宅確保に向けた支援	生活用品提供支援への取組	民間支援団体等との連携	民間支援団体等と連携し、生活用品提供に関する支援を行う	DV相談室	C	C
33	被害者の自立支援	就労に向けた支援	ハローワークとの連携による就労支援	ハローワークやマザーズハローワークとの連携	ハローワークとの連携により就労に関する情報収集に努め、必要に応じて情報提供を行う	DV相談室	B	B
34	被害者の自立支援	就労に向けた支援	ハローワークとの連携による就労支援	職業訓練等の情報提供	必要に応じて職業訓練に関する情報提供を行う	DV相談室	B	B
35	被害者の自立支援	就労に向けた支援	就職セミナー等の開催	就職セミナー等の開催と情報提供	就労セミナーや就労に関する情報提供を行い、就労に向けた支援に努める	DV相談室	B	B
36	被害者の自立支援	就労に向けた支援	母子自立支援制度の活用	母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談	婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携を強化するとともに、母子家庭等自立支援給付金事業や自立支援プログラム策定事業により、母子及び父子家庭の自立をめざし、ハローワークと連携し情報提供等を行う	子育て推進課	B	B
37(1)	被害者の自立支援	就労に向けた支援	母子自立支援制度の活用	母子家庭自立支援給付金等の情報提供	婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携を強化するとともに、母子家庭等自立支援給付金事業や自立支援プログラム策定事業により、母子及び父子家庭の自立をめざし、ハローワークと連携し情報提供等を行う	DV相談室	B	B
37(2)	被害者の自立支援	就労に向けた支援	母子自立支援制度の活用	母子家庭自立支援給付金等の情報提供	婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携を強化するとともに、母子家庭等自立支援給付金事業や自立支援プログラム策定事業により、母子及び父子家庭の自立をめざし、ハローワークと連携し情報提供等を行う	子育て推進課	B	B
38	被害者の自立支援	就労に向けた支援	保育体制の充実	保育体制の充実	・待機児童解消に向けた取組としては、小規模保育事業の実施と認定こども園の整備を推進する ・延長保育、一時預かり事業、統合保育の実施 ・ファミリーサポートセンター事業は依頼会員、協力会員の入会促進をはかり、会員数を増やす	子育て推進課	B	B
38	被害者の自立支援	就労に向けた支援	保育体制の充実	保育体制の充実	・待機児童解消に向けた取組としては、小規模保育事業の実施と認定こども園の整備を推進する ・延長保育、一時預かり事業、統合保育の実施 ・ファミリーサポートセンター事業は依頼会員、協力会員の入会促進をはかり、会員数を増やす	子育て推進課	A	A
38	被害者の自立支援	就労に向けた支援	保育体制の充実	保育体制の充実	・待機児童解消に向けた取組としては、小規模保育事業の実施と認定こども園の整備を推進する ・延長保育、一時預かり事業、統合保育の実施 ・ファミリーサポートセンター事業は依頼会員、協力会員の入会促進をはかり、会員数を増やす	子育て推進課	B	B
39	被害者の自立支援	心身の回復に向けた支援	相談（カウンセリング）の充実	相談（カウンセリング）の充実	キャンセル待ちを導入できないか検討する	男女共同参画推進課	A	B
40	被害者の自立支援	心身の回復に向けた支援	県関係機関等との連携	県健康福祉事務所等との連携	必要に応じて、県健康福祉事務所や兵庫県こころのケアセンターと連携し、心身の回復に向けた支援を行う	DV相談室	C	C
41	被害者の自立支援	心身の回復に向けた支援	県関係機関等との連携	広域専門機関との連携によるケア	必要に応じて、県健康福祉事務所や兵庫県こころのケアセンターと連携し、心身の回復に向けた支援を行う	DV相談室	C	C
42(1)	被害者の自立支援	子どもへの支援	就学や保育に関する支援	教育委員会や学校、こども・健康部局と連携	関係課が連携して保育等に関する適切な支援に努める	DV相談室	B	B
42(2)	被害者の自立支援	子どもへの支援	就学や保育に関する支援	教育委員会や学校、こども・健康部局と連携	関係課が連携して保育等に関する適切な支援に努める	子育て推進課	B	B
43(1)	被害者の自立支援	子どもへの支援	就学や保育に関する支援	子どもに関する必要な情報提供と情報管理の徹底	関係課が連携して子どもに関する必要な情報提供を行い、情報管理の徹底に努める	DV相談室	A	B
43(2)	被害者の自立支援	子どもへの支援	就学や保育に関する支援	子どもに関する必要な情報提供と情報管理の徹底	関係課が連携して子どもに関する必要な情報提供を行い、情報管理の徹底に努める	子育て推進課	A	A
44(1)	被害者の自立支援	子どもへの支援	子どもの心のケアに関する支援の充実	広域の関係機関との連携による専門的ケア	関係機関と連携を行い、子どもの心のケアに関する適切な支援へ繋ぐ	DV相談室	B	B

番号	基本目標	施策の方向	基本施策	内容	平成26年度～平成29年度取組目標	所管課	平成26年度～平成28年度の評価	平成29年度の評価
44(2)	被害者の自立支援	子どもへの支援	子どもの心のケアに関する支援の充実	広域の関係機関の連携による専門的ケア	関係機関と連携を行い、子どもの心のケアに関する適切な支援へ繋ぐ	子育て推進課	B	B
45(1)	被害者の自立支援	子どもへの支援	子どもの心のケアに関する支援の充実	学校内での支援や相談体制の充実	教職員やスクールカウンセラーへの研修や啓発を行い、児童生徒への相談体制のさらなる充実の努める	学校教育課	B	B
45(2)	被害者の自立支援	子どもへの支援	子どもの心のケアに関する支援の充実	学校内での支援や相談体制の充実	教職員やスクールカウンセラーへの研修や啓発を行い、児童生徒への相談体制のさらなる充実の努める	打出教育文化センター	B	B
46(1)	被害者の自立支援	子どもへの支援	子育て支援に関する情報提供の充実	子育て支援サービスの情報提供	関係課が連携して、子育て支援サービスについての適切な情報提供に努める	DV相談室	A	B
46(2)	被害者の自立支援	子どもへの支援	子育て支援に関する情報提供の充実	子育て支援サービスの情報提供	関係課が連携して、子育て支援サービスについての適切な情報提供に努める	子育て推進課	A	A
47(1)	被害者の自立支援	子どもへの支援	子育て支援に関する情報提供の充実	乳幼児健康診査、予防接種等や各種相談事業の情報提供	住民登録がなくても、受けられる支援について、関係課間での連携強化を図る	DV相談室	B	B
47(2)	被害者の自立支援	子どもへの支援	子育て支援に関する情報提供の充実	乳幼児健康診査、予防接種等や各種相談事業の情報提供	住民登録がなくても、受けられる支援について、関係課間での連携強化を図る	健康課	B	B
48	啓発・教育の推進	市民等への啓発・教育の推進	男女共同参画社会の推進	市広報紙やホームページ等による啓発	市広報紙には定期的に特集や主要記事を掲載講座や事業実施時に男女共同参画推進条例の趣旨啓発に努める	男女共同参画推進課	B	B
49	啓発・教育の推進	市民等への啓発・教育の推進	DV防止の啓発	リーフレットや市広報紙等による啓発	リーフレットを作成するホームページでの啓発を充実させる	男女共同参画推進課	B	B
50	啓発・教育の推進	市民等への啓発・教育の推進	家庭・地域・職場等への啓発活動	家庭や地域、事業所などとの連携による啓発活動	街頭キャンペーン参加団体を拡充し啓発活動を行う	男女共同参画推進課	B	B
51	啓発・教育の推進	学校等における啓発・教育の推進	人権教育の推進	学校・幼稚園等における人権教育	継続して、人権教育の推進を図る	学校教育課	B	B
52	啓発・教育の推進	学校等における啓発・教育の推進	「デートDV」の予防啓発	若年層を対象にした学習機会の提供、啓発活動	中学生に対し、デートDVに関する学習の機会を提供する	学校教育課	A	B
53	啓発・教育の推進	学校等における啓発・教育の推進	「デートDV」の予防啓発	関係部局の連携による啓発活動	「デートDVを知っていますか」のチラシをよりわかりやすくするため新たに作成し、毎年成人式で配布	男女共同参画推進課	B	B
54(1)	啓発・教育の推進	学校等における啓発・教育の推進	教職員等への啓発、研修	研修機会の提供	教職員に対するDVに関する研修機会の提供に努める	学校教育課	A	B
54(2)	啓発・教育の推進	学校等における啓発・教育の推進	教職員等への啓発、研修	研修機会の提供	教職員に対するDVに関する研修機会の提供に努める	打出教育文化センター	B	B
55	関係機関の連携、人材の育成	関係機関の連携推進	関係者・支援者相互の連携強化	相談窓口連絡会の拡大・充実	ネットワーク会議を定期的実施、関係課・関係機関間で情報共有し、意識の醸成を図る	DV相談室	B	B
56	関係機関の連携、人材の育成	関係機関の連携推進	関係機関によるネットワークの構築	DV防止ネットワーク（協議会等）の構築	ネットワーク会議設置の趣旨説明を行い、警察、医師会にも構成員としての参加依頼を行う。	DV相談室	A	B
57(1)	関係機関の連携、人材の育成	関係機関の連携推進	関係機関によるネットワークの構築	要保護児童対策地域協議会との連携	引き続き、要保護児童対策地域協議会と連携を行う	DV相談室	B	B
57(2)	関係機関の連携、人材の育成	関係機関の連携推進	関係機関によるネットワークの構築	要保護児童対策地域協議会との連携	引き続き、要保護児童対策地域協議会と連携を行う	子育て推進課	B	B
58	関係機関の連携、人材の育成	関係機関の連携推進	県、近隣市町との広域連携の強化	専門的・広域的連携	引き続き、センター連絡会議に参加するなど、あらゆる機会をとらえて専門的・広域的な連携が図られるよう努める	DV相談室	B	B
59	関係機関の連携、人材の育成	関係機関の連携推進	県、近隣市町との広域連携の強化	広域連携による男性相談	県等と連携しながら男性のDV被害者にも対応する	DV相談室	B	B
60	関係機関の連携、人材の育成	関係機関の連携推進	民間支援団体との連携	民間支援団体等との連携による支援	継続して情報提供に努める	DV相談室	C	C
61	関係機関の連携、人材の育成	関係機関の連携推進	県・市の役割分担	役割分担の明確化による連携強化	引き続き、連絡会議に出席するなどして情報共有に努め、県・市の役割分担を明確にしつつ、連携強化を図る	DV相談室	B	B
62	関係機関の連携、人材の育成	支援者の育成	被害者支援にかかわる人材育成と資質の向上に向けた研修	研修等の実施（年1回以上）	DV被害者支援ネットワーク会議の委員や窓口職場の職員を中心に早期発見・支援につながるような研修を実施する	男女共同参画推進課	B	B
63	関係機関の連携、人材の育成	支援者の育成	民間支援団体との連携・協働	被害者支援の連携	民間支援団体に講師を依頼し、研修を実施する	男女共同参画推進課	C	B
64	関係機関の連携、人材の育成	支援者の育成	民間支援団体との連携・協働	民間支援団体の活動支援	今後も男女共同参画団体協議会と協働でフェスタを開催、会場を提供し、継続して支援を行う	男女共同参画推進課	A	B